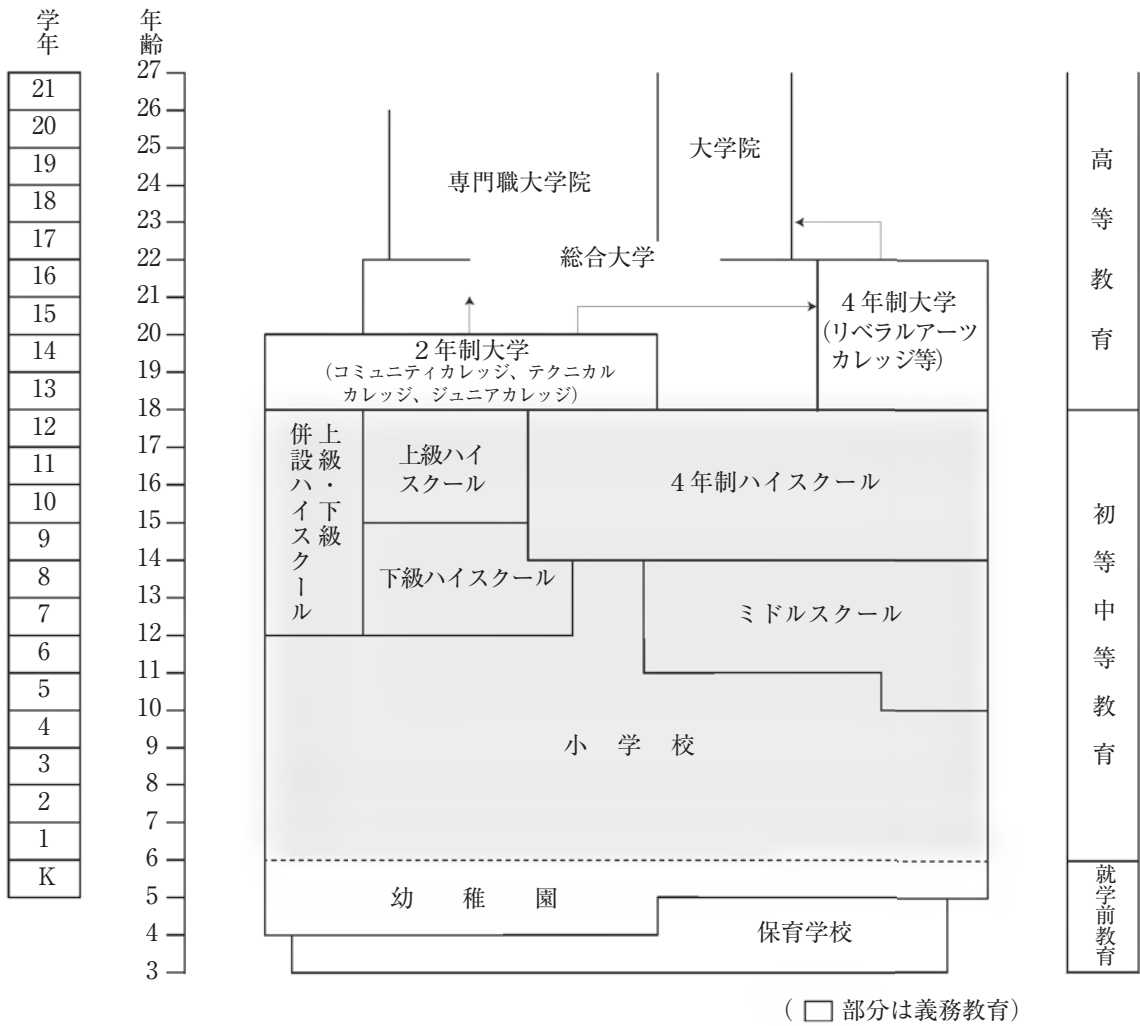


付 録

付録 1

アメリカ合衆国の学校系統図



就学前教育— 就学前教育は、幼稚園のほか保育学校等で行われ、通常3～5歳児を対象とする。

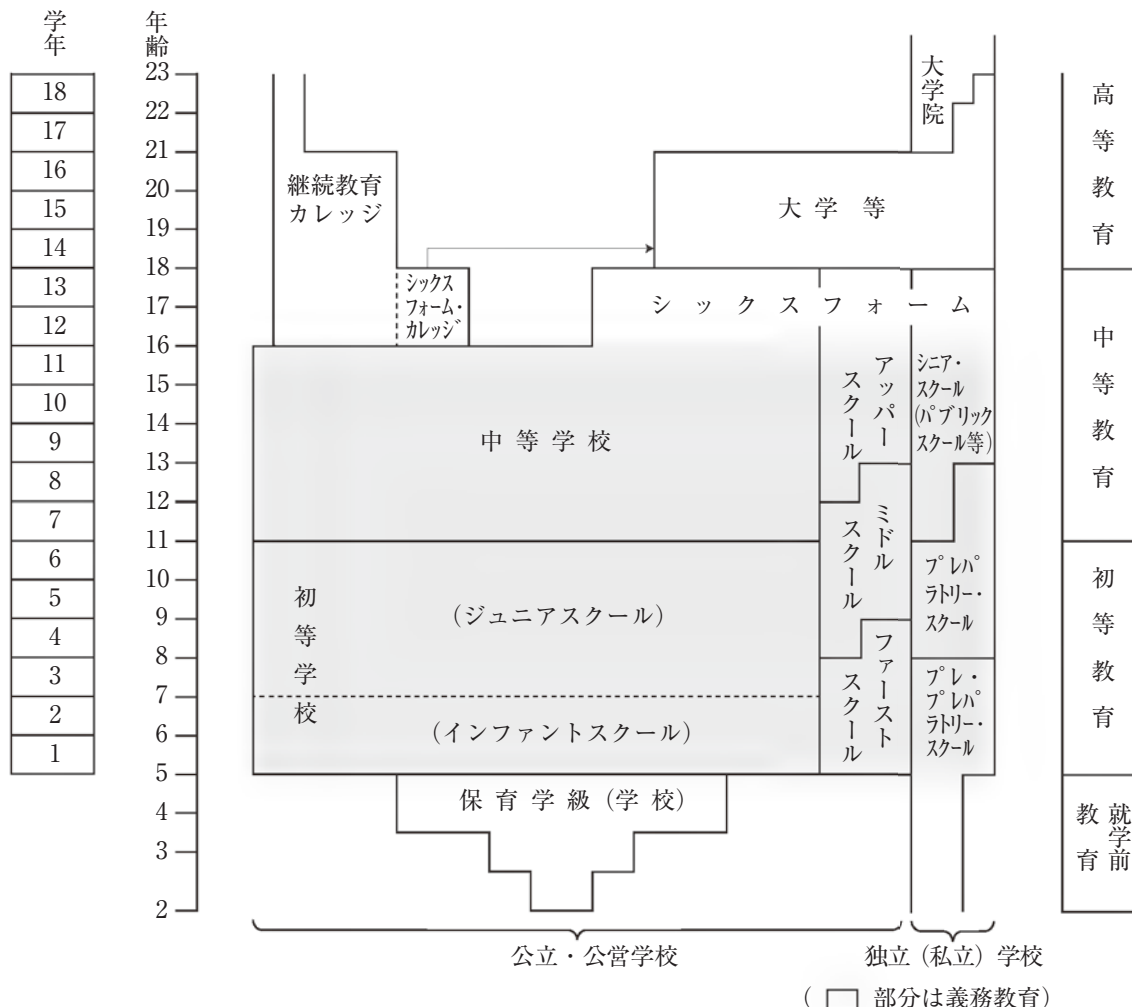
義務教育— 就学義務に関する規定は州により異なる。就学義務開始年齢を6歳とする州が最も多いが、7歳あるいは8歳とする州でも6歳からの就学が認められており、6歳児の大半が就学している。義務教育年限は9～12年であるが、12年とする州が最も多い。

初等・中等— 初等・中等教育は合計12年であるが、その形態は6－3(2)－3(4)年制、8－4年制、6－6年制、5－3－4年制、4－4－4年制など多様であり、これらのほかにも、初等・中等双方の段階にまたがる学校もある。現在は5－3－4年制が一般的である。2018年について、公立初等学校の形態別の割合をみると、3年制又は4年制小学校6.5%、5年制小学校34.9%、6年制小学校12.3%、8年制小学校9.2%、ミドルスクール18.0%。初等・中等双方の段階にまたがる学校8.8%、その他10.3%であり、公立中等学校の形態別の割合をみると、下級ハイスクール(3年又は2年制)7.6%、上級ハイスクール(3年制)1.8%、4年制ハイスクール52.4%、上級・下級併設ハイスクール(通常6年)9.3%、初等・中等双方の段階にまたがる学校21.1%及びその他7.7%となっている。

高等教育— 高等教育機関は、総合大学、リベラルアーツカレッジをはじめとする総合大学以外の4年制大学、2年制大学に大別される。総合大学は、教養学部、専門職大学院(学部レベルのプログラムを提供している場合もある)及び大学院により構成される。専門職大学院(学部)は、医学、工学、法学などの職業専門教育を行うもので独立の機関として存在する場合もある。専門職大学院(学部)へ進学するためには、通常、総合大学又はリベラルアーツカレッジにおいて一般教育を受け(年限は専攻により異なる)、さらに試験、面接を受ける必要がある。2年制大学には、ジュニアカレッジ、コミュニティカレッジ、テクニカルカレッジがある。

付録 2

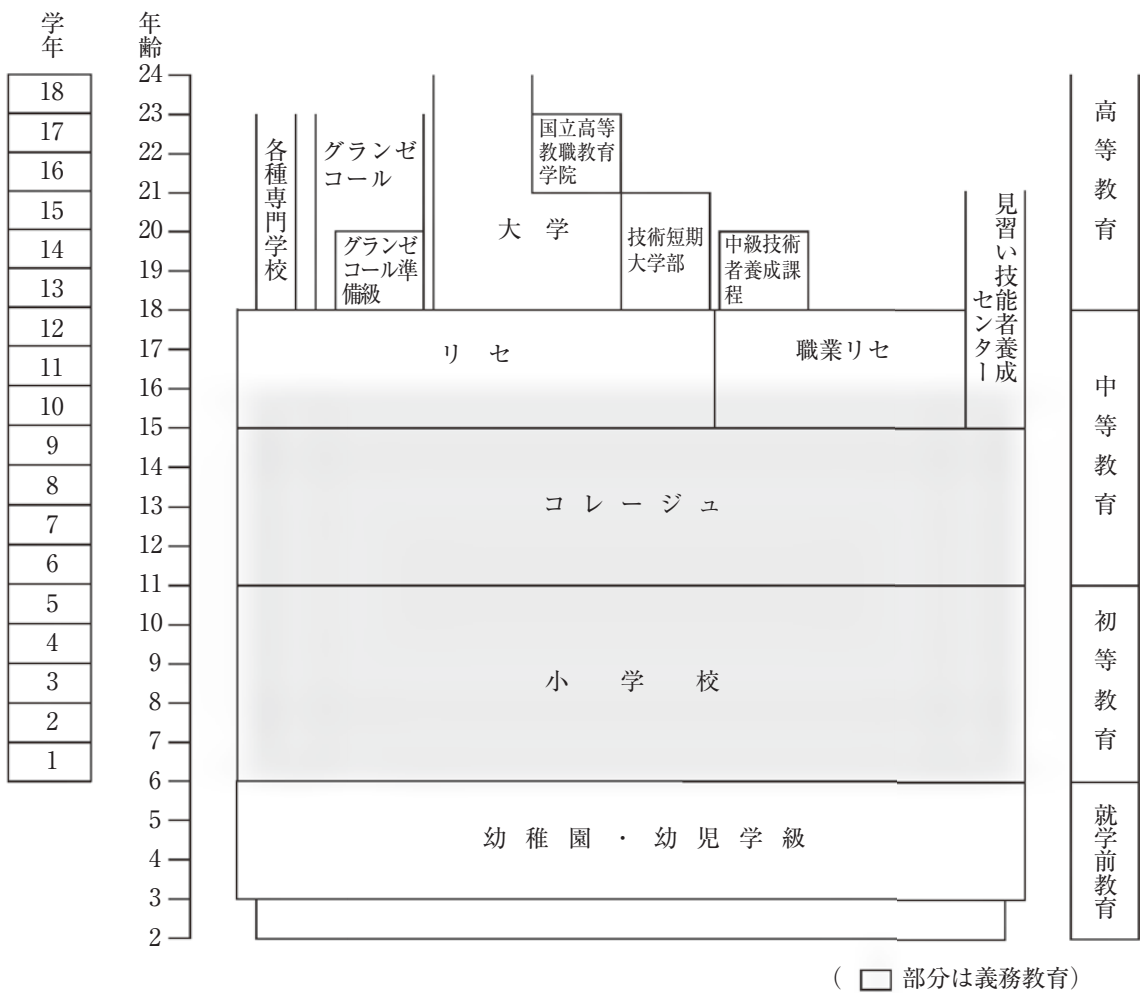
イギリスの学校系統図



- 就学前教育**— 0～5歳児までを含み、就学年限は定められていないが、主な対象は3・4歳児となっている。就学前教育はデイナーサリー（保育所）やナーサリースクール（本統計では「保育学校」と訳す）の他、ナーサリークラス（初等学校付設の保育学級）や、レセプションクラス（初等学校付設の就学1年前の学級）などにおいて行われる。大多数の子供は、5歳に達する年には入学予定の学校のレセプションクラスに通う。
- 義務教育**— 義務教育は5～16歳の11年である。ただし、16～18歳は教育の見習い訓練に従事すること、あるいはそれらを受けながら週20時間以上の就労ボランティアに従事することが義務付けられているため、実際のいわゆる「離学年齢」は18歳である。
- 初等教育**— 初等教育は、通常6年制の初等学校で行われる。初等学校は、5～7歳を対象とする前期2年（インファント）と7～11歳のための後期4年（ジュニア）とに区分される。両者は1つの学校として併設されているのが一般的であるが、一部にはインファントスクールとジュニアスクールとして別々に設置しているところもある。また一部において、インファント（スクール）・ジュニア（スクール）に代えてファーストスクール及びミドルスクールが設けられている。
- 中等教育**— 中等教育は通常11歳から始まる。原則として無選抜の総合制学校が一般的な中等学校の形態で、90%以上の生徒がこの形態の学校に在学している。このほか、選抜制のグラマー・スクールに振り分けられる地域も一部にある。義務教育後の中等教育の課程・機関としては、中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジがある。ここでは、主として高等教育への進学準備教育が行われる。初等・中等学校は、経費負担などの観点から、地方当局等が設置・維持する公立・公営学校及び公費補助を受けない独立（私立）学校に大別される。近年、国の直接補助により維持されるが設置・運営面で独立学校に近いアカデミー（公営独立学校）が増えている。独立学校には、いわゆるパブリック・スクール等のシニア・スクール（11又は13～18歳）や、プレパトリー・スクールなどが含まれる。
- 高等教育**— 高等教育機関には、大学等がある。これらの機関には、第一学位（学士）（通常修業年限3年間）のほか、各種の専門資格取得のための短期の課程もある。高等教育段階には公的補助の対象如何に関わらず高等教育機関のほか、継続教育機関のほか、継続教育カレッジ（後述）も含まれる。継続教育カレッジにおいても、高等教育レベルの課程が提供されている。
- 継続教育**— 義務教育後の多様な教育を指すもので、一般に継続教育カレッジと総称される各種の機関において行われる。青少年や成人に対し、全日制、昼・夜間のパートタイム制などにより、職業教育を中心とする多様な課程が提供されている。主として大学進学のための基礎資格となるAレベル試験のための教育を実施するシックスフォーム・カレッジも、継続教育機関の一部である。

付録 3

フランスの学校系統図



就学前教育— 就学前教育は、幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で行われ、2～5歳児を対象とする。

義務教育— 義務教育は3～16歳の13年である。義務教育は年齢で規定されている。留年等により、義務教育終了時点の教育段階は一定ではない。2020年度より、16～18歳は教育・訓練等に従事することが義務付けられている。

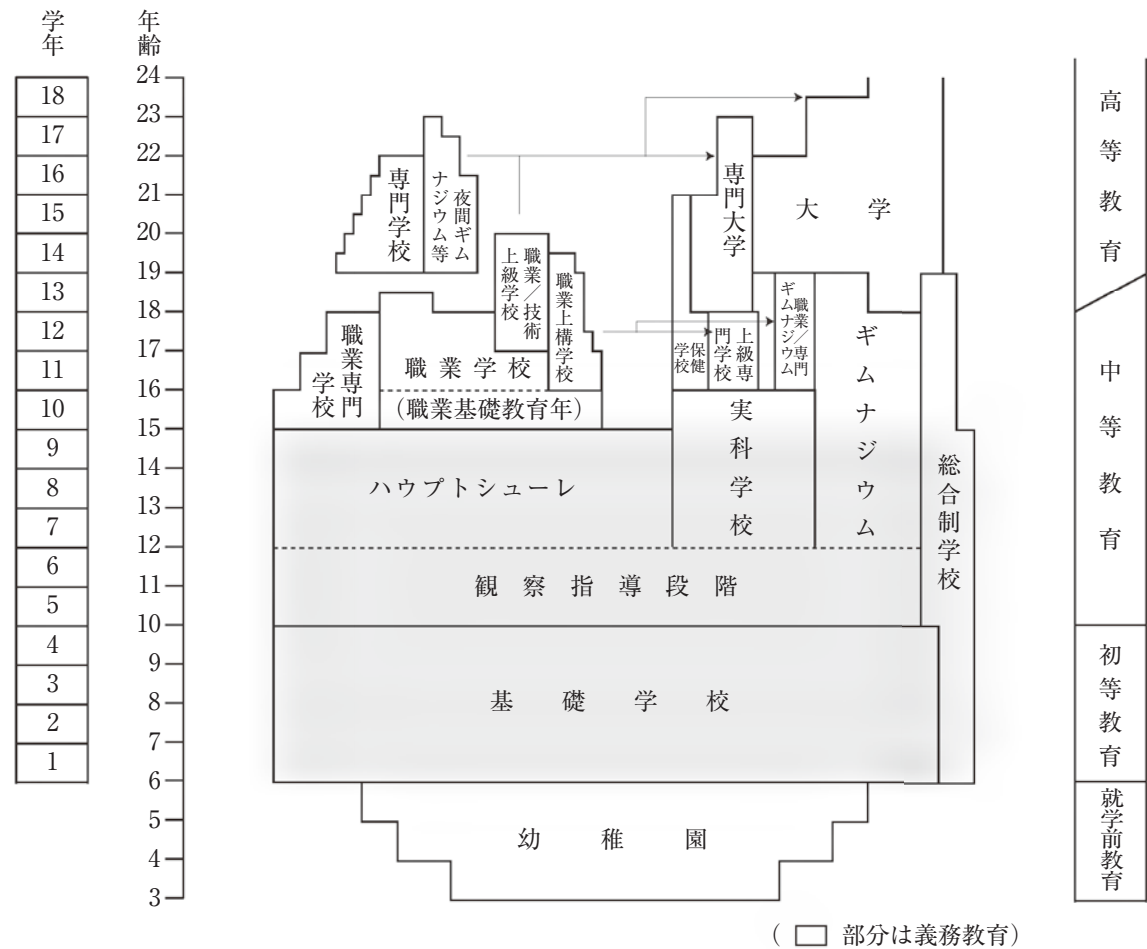
初等教育— 初等教育は、小学校で5年間行われる。

中等教育— 前期中等教育は、コレージュ（4年制）で行われる。このコレージュでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる（いわゆる高校入試はない）。後期中等教育は、リセ（3年制）及び職業リセ等で行われる。職業リセの修業年限は2～4年であったが、2009年度より2～3年に改められた。

高等教育— 高等教育は、国立大学（学士課程3年、3年制（2020年度まで2年制）の技術短期大学部等を付置）、大学型私立高等教育機関（学位授与権がない）、グランゼコール（3～5年制）、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程（いずれも2年）等で行われる。これらの高等教育機関に入学するためには、原則として「バカロレア」（中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格）を取得しなければならない。グランゼコールへの入学に当たっては、バカロレアを取得後、通常、グランゼコール準備級を経て各学校の入学者選抜試験に合格しなければならない（バカロレア取得後に準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある）。教師養成機関として国立高等教職教育学院がある。

付録 4

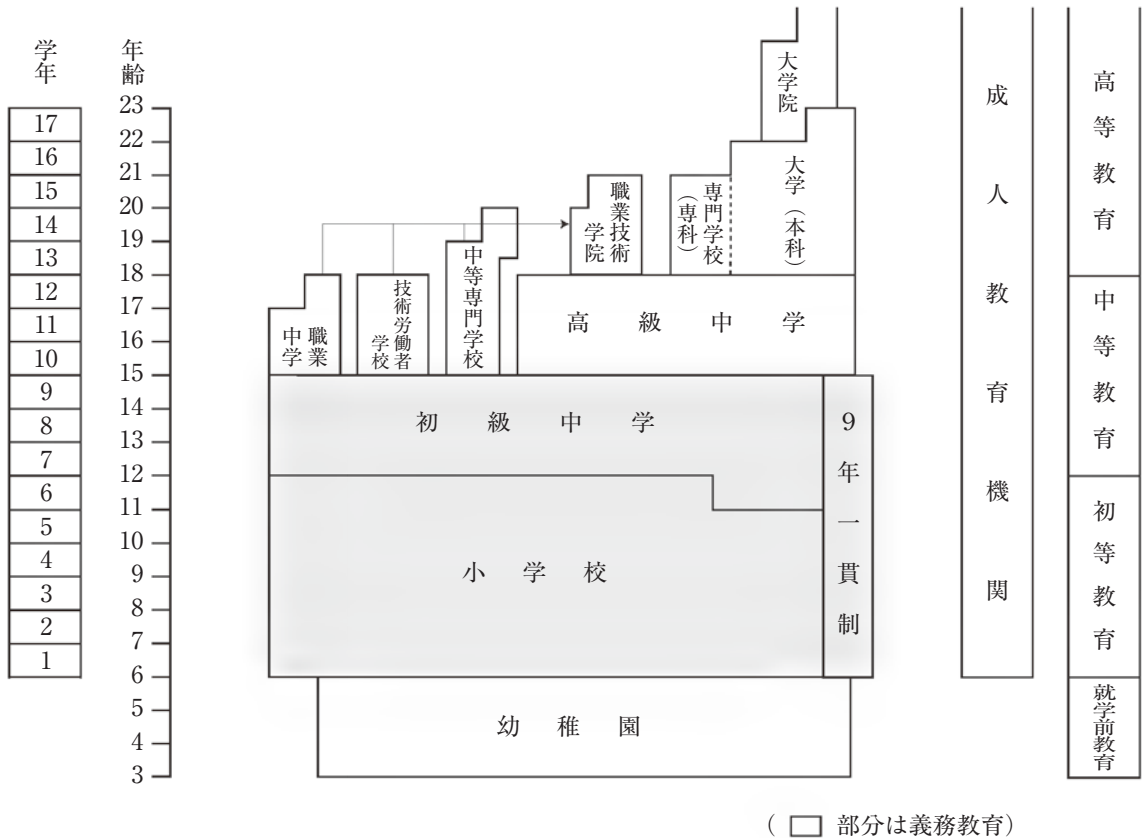
ドイツの学校系統図



- 就学前教育**—幼稚園は満3歳からの子供を受け入れる機関であり、保育所は2歳以下の子供を受け入れている。
- 義務教育**—義務教育は9年（一部の州は10年）である。また、義務教育を終えた後に就職し、見習いとして職業訓練を受ける者は、通常3年間、週に1～2日職業学校に通うことが義務とされている（職業学校就学義務）。
- 初等教育**—初等教育は、基礎学校において4年間（一部の州は6年間）行われる。
- 中等教育**—生徒の能力・適性に応じて、ハウプトシューレ（卒業後に就職して職業訓練に入る者が主として進む。5年制）、実科学学校（卒業後に職業教育学校への進学や中級の職への就職を目指す者が主として進む。6年制）、ギムナジウム（大学進学を目指す者が主として進む。8年制又は9年制）のほか、これら2つ又は3つの学校種の教育課程を併せ持つ学校種や、総合的な教育課程を提供し、いずれの学校種の修了資格も取得可能な総合制学校などが設けられている。また、後期中等教育段階では、二元制の職業教育訓練（デュアルシステム）において、企業等の職業訓練生の身分を持つ者が主に就学する職業学校（週に1～2日の定時制。通常3年）のほか、職業基礎教育年（全日1年制）、職業専門学校（全日1～2年制）、職業上構学校（職業訓練修了者、職業訓練中の者などを対象とし、修了すると実科学学校修了資格を授与。全日制は1年以上、定時制は通常3年）、上級専門学校（実科学学校修了を入学要件とし、修了者に専門学校入学資格を授与。全日2年制）、専門ギムナジウム（実科学学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日3年制）など多様な職業教育学校が設けられている。さらに、職業訓練を終えた者等に上級の職業資格の取得機会を与える専門学校や、職業従事者等に大学入学資格の取得機会を与える夜間ギムナジウムやコレークなどがある。
- 高等教育**—高等教育機関には、総合大学（教育大学、神学大学、芸術大学を含む）と専門学校がある。修了に当たって標準とされる修業年限は、伝統的な学位取得課程の場合、総合大学で4年半、専門学校で4年以下、また国際的に通用度の高い学士・修士の学位取得課程の場合、総合大学でも専門学校でもそれぞれ3～4年と1～2年となっている。

付録 5

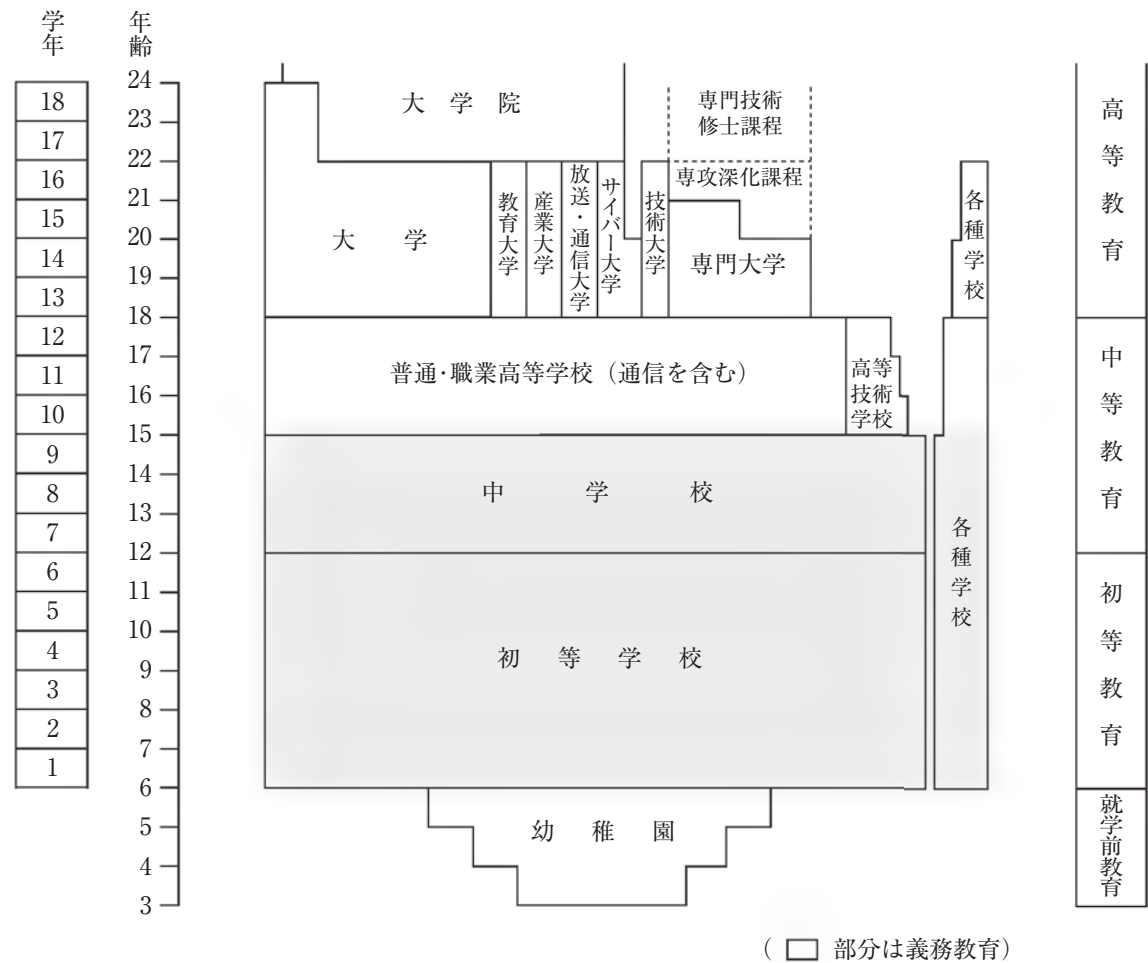
中国の学校系統図



- 就学前教育**— 就学前教育は、幼稚園（幼児園）又は小学校付設の幼児学級で、通常3～6歳の幼児を対象として行われる。
- 義務教育**— 9年制義務教育を定めた義務教育法が1986年に成立（2006年改正）し、施行された。実施に当たっては、各地方の経済的文化的条件を考慮し地域別の段階的实施という方針がとられていたが、2010年までに全国の約100%の地域で9年制義務教育が実施されている。
- 初等教育**— 小学校（小学）は、一般に6年制である。5年制、または9年一貫制も少数存在する。義務教育法では入学年齢は6歳と規定されているが、地域によっては7歳までの入学の遅延が許されている。
- 中等教育**— 初級中学（3～4年）卒業後の後期中等教育機関としては、普通教育を行う高級中学（3年）と職業教育を行う中等専門学校（中等专业学校、一般に4年）、技術労働者学校（技工学校、一般に3年）、職業中学（2～3年）などがある。なお、職業中学は、前期中等段階（3年）と後期中等段階（2～3年）に分かれており、一方の段階の課程しか持たない学校が存在する。図中では前期中等段階の規模が非常に小さいため記述していない。
- 高等教育**— 大学（大学・学院）には、学部レベル（4～5年）の本科と短期（2～3年）の専科とがあり、専科には専科学校と職業技術学院が存在する。大学院レベルの学生（研究生）を養成する課程・機関（研究生院）が、大学及び中国科学院、中国社会科学院などの研究所に設けられている。
- 成人教育**— 上述の全日制教育機関のほかに、労働者や農民などの成人を対象とするさまざまな形態の成人教育機関（業余学校、夜間・通信大学、ラジオ・テレビ大学等）が開設され、識字訓練から大学レベルの専門教育まで幅広い教育・訓練が行われている。

付録 6

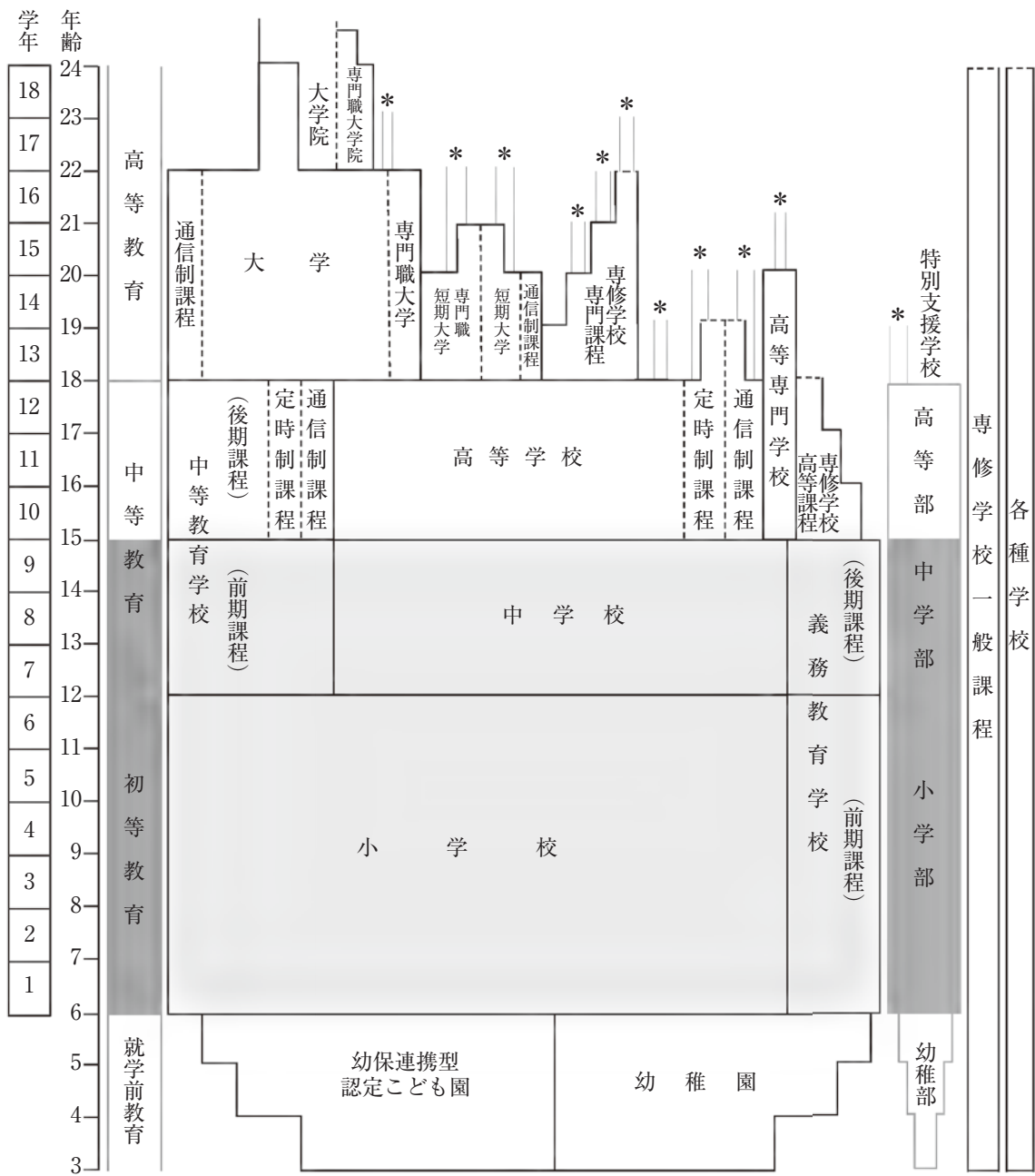
韓国の学校系統図



- 就学前教育**—就学前教育は、3～5歳児を対象として幼稚園で実施されている。
- 義務教育**—義務教育は、6～15歳の9年である。
- 初等教育**—初等教育は、6歳入学で6年間、初等学校で行われる。
- 中等教育**—前期中等教育は、3年間、中学校で行われる。後期中等教育は、3年間、普通高等学校と職業高等学校で行われる。普通高等学校は、普通教育を中心とする教育課程を提供するもので、各分野の英才を対象とした高等学校（芸術高等学校、体育高等学校、科学高等学校、外国語高等学校）も含まれる。職業高等学校は、職業教育を提供するもので、農業高等学校、工業高等学校、商業高等学校、水産・海洋高等学校などがある。
- 高等教育**—高等教育は、4年制大学（医学部など一部専攻は6年）、4年制教育大学（初等教育担当教員の養成）、及び2年制あるいは3年制の専門大学で行われる。専門大学には1年制あるいは2年制の専攻深化課程を置くことができる。大学院には、大学、教育大学及び成人教育機関である産業大学の卒業者を対象に、2年～の修士課程と2年～の博士課程が置かれている。専門大学には、2年制の専門技術修士課程を置くことができる。
- 成人教育**—成人や在職者のための継続・成人教育機関として、放送・通信大学、産業大学、技術大学（夜間大学）、高等技術学校、放送・通信高等学校が設けられている。

付録 7

日本の学校系統図



(注) (1) 部分は義務教育を示す。
(2) *印は専攻科を示す。
(3) 高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。
(4) 幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設であり0～2歳児も入園することができる。
(5) 専修学校の一般課程と各種学校については年齢や入学資格を一律に定めていない。